津山市マイナンバーカード出張申請受付方式実施要領

令和３年４月１日

津山市では、マイナンバーカード（以下「カード」という。)取得推進のため、市職員が市内企業等を訪問し、顔写真の撮影からカードの申請までの手続きのサポートを行う「出張申請受付」を実施する。後日、カードを本人限定受取郵便で申請者の住所地に送付するため、申請者が市役所に出向くことなくカードを受け取ることができる。

１　対象団体

（１）津山市内に事業所を置く企業等

（２）津山市内に住所を置く５名以上のグループ

２　実施日時

　　令和３年４月２０日（火）より実施

　　開庁日の午前９時半から午後４時まで（それ以外の時間帯については応相談）

３　申し込み条件

（１) 申請企業等から実施希望日の１４日前までに出張申請受付申込書（別紙１）に必要事項を記入し、市民窓口課へ提出（直接持参、電子メール、郵送）すること。

　　　※様式はホームページに掲載

（２）申請企業等が以下の点を満たすこと。

①津山市内に住民登録がある申請者が、おおむね５名以上見込まれること。

　（人数の多い場合は日程を分けて対応する場合もある。)

②申請企業等において、会議室、机・椅子等の備品及び本市が持参するタブレット端末、コピー機等の電源の準備と片付けができること。

③申請者の住所・氏名・生年月日を記入した出張申請受付名簿（別紙２）を実施日の1週間前までに事前に提出できること。

④受付当日の申請者の案内・誘導を申請団体で行うこと。

⑤申請企業等内で取りまとめ、周知・広報を行い、次の内容を申請者に知らせること。

　　（ア）実施日時、会場

　　（イ）受付申請時に持参する書類(４（３)に定める書類)

　　（ウ）４に定める、カードの交付申請が可能な人の条件

４　出張申請受付方式によりカードの交付申請ができる方（次のすべての条件を満たす者であること。）

（１）本人（１５歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人と同伴）が申請すること。

（２）カードの交付を受けていないこと。

（３）津山市が指定する交付申請に必要な以下の書類を持参・提出できること。

（ア）暗証番号設定依頼書兼送付先情報登録申請書

（イ）通知カード（申請当日に回収します)

（ウ）通知カード紛失届（（イ)の通知カードを紛失した方のみ)

（エ）住民基本台帳カード及び住民基本台帳カード返納届（お持ちの方のみ）

（オ）本人確認書類（原本）（５に定める書類）

（４）申請者は、住民登録の住所へ「本人限定受取郵便」にて送付したカードの受け取りができること。

※転送不要郵便で送付するため、郵便局の転送サービスを利用している場合は受けと

ることができません。

５　本人確認書類

（１） Ａ書類２点

（２） （１）が用意出来ない場合　Ａ書類１点＋Ｂ書類１点

（３） （１）（２）が用意出来ない場合　Ａ書類１点＋Ｃ書類１点

本人確認書類一覧

|  |  |
| --- | --- |
| Ａ | 運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降発行のもの），  旅券（パスポート），身体障害者手帳、住民基本台帳カード（写真付きのもの），療育手帳、在留カード、精神障害者保健福祉手帳　など |
| Ｂ | 保険証（健康保険、介護保険、後期高齢等），年金手帳、年金証書、生活保護受給者証、医療受給者証、住民基本台帳カード（写真なしのもの）　など |
| Ｃ | 診察券、預金通帳、学生証、社員証　など　※「氏名と住所」または「氏名と生年月日」の２点が確認できること |

　　※いずれの書類も、券面が現在の情報であり、有効期限内のものに限る。

６　その他

　申し込みにあたり、以下の点について予め承諾すること。

・申し込み順の対応となるため、申し込み多数の場合は実施するまでに期間を要する場合がある。

・カードの申請から受け取りに２ヶ月程度を要するが、申請件数に大幅な増加があった場合、更に時間を要することがある。

・カード受け取り前に津山市外へ住所変更した場合はカードが無効となる。